

〔 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 〕

- 1) 引上げ分の地方消費税収は、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。
- 2) 「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところであり、この「社会保障施策」とは『社会福祉』、『社会保険』、『保健衛生』のいずれかに関する施策のことを指しています。

- (1)『社会福祉』 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行うなど、住民の生存権を確保することによって、住民生活の内容を豊かならしめることを意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○生活保護、児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など
- (2)『保健衛生』 住民の健康を保つための施策を意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○医療に係る施策、感染症その他疾病に係る予防対策、健康増進対策など
- (3)『社会保険』 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○国民健康保険事業、介護保険事業など

(歳入)

地方消費税交付金 238,169千円(社会保障財源化分 87,665千円、一般分 150,504千円)

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,423,521千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】(※人件費除く)

(単位:千円)

款 等	項 等	事業費	財源内訳					備 考
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
民生費	1 社会福祉費	501,977	157,494		14,187	18,158	312,138	
	2 児童福祉費	516,605	340,715		17,000	18,687	140,203	
	3 生活保護費	19					19	
衛生費	保健衛生費 1 (保健衛生総務費, 母子保健費, 予防費)	135,759	11,911		11,994	4,911	106,943	
社会保険	国民健康保険事業	568,995	422,713		1,833	20,582	123,867	
	介護保険事業	635,989	240,242		157,556	23,005	215,186	
	後期高齢者医療事業	64,177			17,775	2,322	44,080	
合 計		2,423,521	1,173,075		220,345	87,665	942,436	

※引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)については事業費按分により算定